

文教福祉委員会

令和5年6月30日

1 議案審査

- (1) 議案第23号 令和5年度千代田区一般会計補正予算第1号 【資料】
- (2) 議案第26号 千代田区保育の実施に関する条例及び千代田区立こども園条例の一部を改正する条例 【資料】
- (3) 議案第27号 千代田区国民健康保険条例及び千代田区介護保険条例の一部を改正する条例 【資料】

2 報告事項

【子ども部】

- (1) 千代田区教育ICT推進委員会について 【資料】
- (2) 千代田区インクルーシブ教育推進委員会について 【資料】

【保健福祉部】

- (1) 生活状況に関する調査及びひきこもりに関する講演会の実施について 【資料】
- (2) 障害者よろず相談事業者の選定について 【資料】

3 その他

千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金事業について

1 概要

令和5年3月22日に政府で開催された物価・賃金・生活総合対策本部にて、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額、及び低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」が措置された。本事業はこの交付金を活用し、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増に関し、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、1世帯当たり3万円を現金給付する区独自事業である。

2 内容

(1) 低所得世帯支援枠			
対象世帯	想定世帯数	給付方法	給付額
住民税非課税世帯 ※以下の条件をすべて満たす世帯 ①基準日（令和5年6月1日）時点で住民票が本区にある世帯 ②世帯員全員について「令和5年度住民税が非課税」の世帯 ただし、課税者による扶養世帯を除く	4,200世帯	世帯員全員が基準日に本区に住民票をおいている、かつ、世帯員全員が「令和5年度住民税が非課税」の世帯については、案内書を送付し、口座番号などを記載した確認書を返送してもらい指定の口座に振込（プッシュ型） 令和5年1月2日から基準日までの転入者を含む世帯（全転入を含む）及び令和5年度住民税が未申告である者を含む世帯については、支給要件を満たす書類を添付させる申請書による給付（申請型）	3万円
(2) 推奨事業メニュー			
対象世帯	想定世帯数	給付方法	給付額
住民税均等割のみ課税世帯 ※以下の条件をすべて満たす世帯 ①基準日（令和5年6月1日）時点で住民票が本区にある世帯 ②世帯員全員が「令和5年度住民税が均等割のみ課税」の世帯、又は「令和5年度住民税が均等割のみ課税」の方と「令和5年度住民税が非課税」の方で構成されている世帯	900世帯	世帯員全員が基準日に本区に住民票をおいている、かつ、世帯員全員が「令和5年度住民税が均等割のみ課税」の世帯、又は「令和5年度住民税が均等割のみ課税」の方と「令和5年度住民税が非課税」の方で構成されている世帯については、案内書を送付し、口座番号などを記載した確認書を返送してもらい指定の口座に振込（プッシュ型） 令和5年1月2日から基準日までの転入者を含む世帯（全転入を含む）及び令和5年度住民税が未申告である者を含む世帯については、支給要件を満たす書類を添付させる申請書による給付（申請型）	3万円
計	5,100世帯		

3 事業費

161,897 千円

内訳) 給付金 153,000 千円
事務費 8,897 千円

4 実施スケジュール

時期	項目
7月中旬	税情報等のデータ抽出 コールセンターの設置
7月20日	区HP及び広報千代田にて周知
7月31日	プッシュ型世帯に確認書を送付 特定公的給付の指定
10月31日	確認書・申請書提出期限

千代田区保育の実施に関する条例及び 千代田区立こども園条例の一部を改正する条例

1 改正理由

住民税非課税世帯及び低所得世帯を除く多子世帯における0歳から2歳までの第2子の保育料は、これまで2分の1を保護者が負担していたが、これらの第2子の保育料を無償化し、当該多子世帯に対し経済的な支援を行うため、本区条例の一部を改正するものである。

2 改正概要

現在の千代田区の保育料は、3歳児以上は無償となっており、0～2歳児の保育料においても、住民税(特別区民税)非課税世帯は免除となっているとともに、多子世帯(同一世帯に子どもが2人以上いる場合)においても国と東京都の補助制度により下記の通り減免となっている。

体系（現行）

	第3子以降		第2子	
	第1子が 就学前	第1子が 小学生以上	第1子が 就学前	第1子が 小学生以上
国の制度	無償化	保護者負担 1/2	保護者負担 1/2	全額 保護者負担
現状の 東京都制度				

東京都は、子どもを2人以上持ちたい方へのさらなる経済的負担の支援のため、下記のとおり第2子以降の保育料の無償化を令和5年10月より実施する。それに基づき、千代田区保育の実施に関する条例及び千代田区子ども園条例の改正を行う。(別紙新旧対照表参照)

体系（新）

	第3子以降		第2子	
	第1子が 就学前	第1子が 小学生以上	第1子が 就学前	第1子が 小学生以上
国の制度	無償化	保護者負担 1/2	保護者負担 1/2	全額 保護者負担
東京都制度 の拡充				

3 施行期日

令和5年10月1日

新旧対照表（抄）

○千代田区保育の実施に関する条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>千代田区保育の実施に関する条例 （保育料の額）</p> <p>第5条 前条の規定により徴収する費用（以下「保育料」という。）の額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 扶養義務者は、通常時間終了後引き続き保育を希望するときは、<u>前項</u>の規定による保育料のほか、乳幼児の年齢等に応じ、1月につき、11,400円を限度として千代田区規則で定める額を納入しなければならない。</p> <p>3 区長は、<u>前2項</u>の規定により保育料の額を決定し、又は変更したときは、本人又はその扶養義務者にその額を通知しなければならない。 （保育料の納付）</p> <p>第6条 本人又はその扶養義務者は、<u>前条第3項</u>の規定による通知があったときは、保育料の額を指定された納期限までに納めなければならない。</p> <p><u>附 則</u> （施行期日）</p> <p>1 この条例は、<u>令和5年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、この条例の公布の日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の保育料の徴収について必要な手</p>	<p>千代田区保育の実施に関する条例 （保育料の額）</p> <p>第5条 前条の規定により徴収する費用（以下「保育料」という。）の額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条第1項に規定する者のうち、千代田区規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。）が2人以上いる場合において、保育所に入所している3歳未満児（別表に定めるA階層又はB階層に該当する世帯に属するものを除く。）に係る保育料の額は、当該3歳未満児が特定被監護者等のうち最年長の者（同年齢の者が2人以上いる場合はそのうち1人）から順に数えて第何子に当たるかに応じて次に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>（1）第2子 別表に定める額に0.5を乗じて得た額</u></p> <p><u>（2）第3子以降 免除</u></p> <p>3 扶養義務者は、通常時間終了後引き続き保育を希望するときは、<u>前2項</u>の規定による保育料のほか、乳幼児の年齢等に応じ、1月につき、11,400円を限度として千代田区規則で定める額を納入しなければならない。</p> <p>4 区長は、<u>前3項</u>の規定により保育料の額を決定し、又は変更したときは、本人又はその扶養義務者にその額を通知しなければならない。 （保育料の納付）</p> <p>第6条 本人又はその扶養義務者は、<u>前条第4項</u>の規定による通知があったときは、保育料の額を指定された納期限までに納めなければならない。</p>

続は、施行日前にこれを行うことができる。

3 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後の保育料について適用し、施行日前の保育料については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額（月額）	
階層区分	階層区分の定義	3歳未満児（第1子に限る。）	3歳未満児（第1子を除く。）及び3歳以上児
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0
B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	0	0
C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ在世帯	1,900	0
D	1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	6,700	0
	（中略）		
	21 前年度分の特別区民税所得割額が482,000円以上の世帯	57,500	0

備考

1 から 3 まで（現行に同じ。）

4 この表において「第1子」とは、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等をいう。）のうち最年長の者（同年齢の者が2人以上いる場合はそのうち1人）をいう。

別表（第5条関係）

各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額（月額）	
階層区分	階層区分の定義	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0
B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	0	0
C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ在世帯	1,900	0
D	1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	6,700	0
	（中略）		
	21 前年度分の特別区民税所得割額が482,000円以上の世帯	57,500	0

備考

1 から 3 まで（略）

新旧対照表（抄）

○千代田区立こども園条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（保育料） 第8条 育成を委託する保護者は、乳幼児の年齢に応じ、別表に定める保育料を納入しなければならない。</p>	<p>（保育料） 第8条 育成を委託する保護者は、乳幼児の年齢に応じ、別表に定める保育料を納入しなければならない。</p>
	<p><u>2 前項の規定にかかわらず、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条第1項に規定する者のうち、千代田区規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。）が2人以上いる場合において、こども園に就園している乳児（別表に定めるA階層又はB階層に該当する世帯に属するものを除く。）に係る保育料の額は、当該乳児が特定被監護者等のうち最年長の者（同年齢の者が2人以上いる場合はそのうち1人）から順に数えて第何子に当たるかに応じて次に定めるとおりとする。</u> <u>（1） 第2子 別表に定める額に0.5を乗じて得た額</u> <u>（2） 第3子以降 免除</u></p>
<p><u>2 育成を委託する保護者は、通常時間終了後引き続き育成を委託するときは、前項の規定による保育料のほか、乳幼児の年齢等に応じ、1月につき、5,700円を限度として千代田区規則で定める額を納入しなければならない。</u></p>	<p><u>3 育成を委託する保護者は、通常時間終了後引き続き育成を委託するときは、前2項の規定による保育料のほか、乳幼児の年齢等に応じ、1月につき、5,700円を限度として千代田区規則で定める額を納入しなければならない。</u></p>
<p><u>3 区長は、前2項の規定により保育料の額を決定し、又は変更したときは、育成を委託する保護者にその額を通知しなければならない。</u></p>	<p><u>4 区長は、前3項の規定により保育料の額を決定し、又は変更したときは、育成を委託する保護者にその額を通知しなければならない。</u></p>
<p><u>附 則</u> <u>（施行期日）</u></p>	
<p><u>1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、この条例の公布の日から施行する。</u></p>	
<p><u>（経過措置）</u></p>	
<p><u>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の保育料の徴収について必要な手続は、施行日前にこれを行うことができる。</u></p>	
<p><u>3 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後の保育料について適用し、施行日前の保育料については、なお従前の例による。</u></p>	
<p>別表（第8条関係）</p>	<p>別表（第8条関係）</p>

各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額 (月額)	
階層区分	階層区分の定義	乳児 (第1子に限る。)	乳児 (第1子を除く。) 及び 幼児
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0
B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	0	0
C	前年度分の特別区民税が均等割額みの世帯	1,900	0
D	1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	6,700	0
	(中略)		
	21 前年度分の特別区民税所得割額が482,000円以上の世帯	57,500	0

備考

1 から 3 まで (現行に同じ。)

4 この表において「第1子」とは、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等をいう。）のうち最年長の者（同年齢の者が2人以上いる場合はそのうち1人）をいう。

各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額 (月額)	
階層区分	階層区分の定義	乳児	幼児
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0
B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	0	0
C	前年度分の特別区民税が均等割額みの世帯	1,900	0
D	1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	6,700	0
	(中略)		
	21 前年度分の特別区民税所得割額が482,000円以上の世帯	57,500	0

備考

1 から 3 まで (略)

千代田区国民健康保険条例及び千代田区介護保険条例の一部を改正する条例

1 目的

新型コロナウイルス感染症に起因して収入が減少した被保険者等に対し、過年度分の保険料について、保険料の減免及び減免申請に係る特例措置を行うため、減免の対象年度を改正する。

2 改正内容

国民健康保険料及び介護保険料の減免の対象となる年度

令和3年度分から令和4年度分の保険料

(令和3年4月1日から令和6年3月31日までの納期限の保険料)

減免要件については、令和4年度と変更なし。

3 施行期日

公布の日から施行

4 新旧対照表

別紙のとおり

新旧対照表

○千代田区国民健康保険条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>○千代田区国民健康保険条例 昭和34年11月5日条例第17号 / 国民健康保険法に基づき制定 (新型コロナウイルス感染症に起因する保険料の減免の特例)</p> <p>第11条 区長は、第24条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯であつて必要があると認められるものに対し、次項に規定する保険料に限り、減免することができる。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負つた世帯</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる世帯</p> <p>(3) 前2号に準ずる世帯</p> <p>2 減免の対象となる保険料は、<u>令和3年度分及び令和4年度分</u>の保険料であつて、<u>令和3年4月1日から令和6年3月31日</u>までの間に納期限が定められているものとする。</p> <p>3 第1項各号に該当する世帯に係る保険料の減免は、申請に係る前項の保険料について適用する。</p> <p>4 第24条第2項及び第4項の規定は、第1項の規定により減免する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項の規定」とあるのは「附則第11条第1項」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「附則第11条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前4項に定めるもののほか、保険料の減免に関し必要な事項は、区長が別に定める。</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>○千代田区国民健康保険条例 昭和34年11月5日条例第17号 / 国民健康保険法に基づき制定 (新型コロナウイルス感染症に起因する保険料の減免の特例)</p> <p>第11条 区長は、第24条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯であつて必要があると認められるものに対し、次項に規定する保険料に限り、減免することができる。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負つた世帯</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる世帯</p> <p>(3) 前2号に準ずる世帯</p> <p>2 減免の対象となる保険料は、<u>令和2年度分から令和4年度分</u>までの保険料であつて、<u>令和2年4月1日から令和5年3月31日</u>までの間に納期限が定められているものとする。</p> <p>3 第1項各号に該当する世帯に係る保険料の減免は、申請に係る前項の保険料について適用する。</p> <p>4 第24条第2項及び第4項の規定は、第1項の規定により減免する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項の規定」とあるのは「附則第11条第1項」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「附則第11条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前4項に定めるもののほか、保険料の減免に関し必要な事項は、区長が別に定める。</p>

新旧対照表

○千代田区介護保険条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>○千代田区介護保険条例 平成12年3月28日条例第26号 （新型コロナウイルス感染症に起因する保険料の減免の特例）</p>	<p>○千代田区介護保険条例 平成12年3月28日条例第26号 （新型コロナウイルス感染症に起因する保険料の減免の特例）</p>
<p>第8条 区長は、第23条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって必要があると認められるものに対し、次項に規定する保険料に限り、減免することができる。</p>	<p>第8条 区長は、第23条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって必要があると認められるものに対し、次項に規定する保険料に限り、減免することができる。</p>
<p>(1) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）により第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。 (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれること。 (3) 前2号に準ずること。</p>	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）により第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。 (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれること。 (3) 前2号に準ずること。</p>
<p>2 減免の対象となる保険料は、令和3年度分及び令和4年度分の保険料であって、<u>令和3年4月1日から令和6年3月31日</u>までの間に納期限が定められているものとする。</p>	<p>2 減免の対象となる保険料は、令和3年度分及び令和4年度分の保険料であって、<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日</u>までの間に納期限が定められているものとする。</p>
<p>3 第1項各号に該当する者に係る保険料の減免は、申請に係る前項の保険料について適用する。</p>	<p>3 第1項各号に該当する者に係る保険料の減免は、申請に係る前項の保険料について適用する。</p>
<p>4 第23条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定により減免する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「前2項」とあるのは「附則第8条第1項」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「附則第8条第1項」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 第23条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定により減免する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「前2項」とあるのは「附則第8条第1項」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「附則第8条第1項」と読み替えるものとする。</p>
<p>5 前4項に定めるもののほか、保険料の減免に関し必要な事項は、区長が別に定める。</p>	<p>5 前4項に定めるもののほか、保険料の減免に関し必要な事項は、区長が別に定める。</p>
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	

千代田区教育 ICT 推進委員会について

1 設置目的

千代田区では令和 2 年秋に、全ての児童・生徒に対して一人一台のタブレットを配付した。子どもたちの主体的・対話的で深い学びの実現のために、より効果的な活用が図られるように、学校と教育委員会で協働して研究と実践を重ねてきた。

予測困難なこれからの時代をたくましく、しなやかに生きていく子どもたちを育成するために、これまでの実践を振り返り、成果と課題を明確化し、今後の目指すべき方向性を見極めるとともに、子どもたちの深い学びの推進に向けて、タブレット端末を含めた教育 ICT をより効果的に活用し、「ちよだスマートスクール」の更なる充実を図ることを目的とする。

2 委員会の構成

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) 学識経験者 (2 名) | (2) 保護者代表 (3 名) |
| (3) 小学校の校長 (1 名) | (4) 中学校の校長 (1 名) |
| (5) 中等教育学校の校長 (1 名) | (6) 子ども部教育担当部長 |
| (7) 子ども部指導課長 | |

3 スケジュールおよび内容 (案)

- (1) 日程 (年間 2 回の開催を予定)
- ①第 1 回 令和 5 年 6 月 30 日 (金) 午前 9 時から
 - ②第 2 回 令和 6 年 2 月を目途に開催予定
- (2) 内容
- ①これまでの実践の振り返りについて
 - ②成果や課題の明確化について
 - ③課題解決に向けた方策の検討について
 - ④今後の方向性について
 - ⑤その他

千代田区インクルーシブ教育推進委員会について

1 設置目的

今般、学校園等においては、発達障害の可能性や特別な支援が必要な幼児・児童・生徒が年々増加しており、幼児期の早い段階から適切な支援に繋げていくことが求められている。

これまで、千代田区では、平成28年度よりそれまでの情緒障害等通級指導学級での指導に替えて全区立小・中学校、中等教育学校（前期課程）に特別支援教室を開設し、児童・生徒が通級する指導体制から、教員が巡回指導する体制に変更した（中等教育学校（後期課程）については、令和3年度より実施）。また、特別支援学級（知的）については、対象児童の増加、支援の地域的偏差の均衡に対応するため、令和4年度にそれまでの千代田小学校、麴町中学校に加え、富士見小学校に新設した。その他は、千代田小学校に言語に係る通級指導学級を設置している。

しかしながら、学校・園におけるインクルーシブ教育の推進にあたり、課題等に横断的・縦断的な対応するための検討委員会等は現時点で設置されていなかったため、今後、本区におけるインクルーシブ教育の、より一層の推進に向けて生じている課題等について、一体的、包括的に検討していくことを目的に設置することとする。

2 委員会の構成

- | | |
|-------------------|------------------------|
| (1) 学識経験者（2名） | (2) 医療関係者（1名） |
| (3) 発達心理専門家（1名） | (4) 保護者代表者（2名） |
| (5) 区立保育園の園長（1名） | (6) 幼稚園・こども園の園長（1名） |
| (7) 小学校の校長（1名） | (8) 中学校・中等教育学校の校長（1名） |
| (9) 子ども部長 | (10) 子ども部教育担当部長 |
| (11) 保健福祉部障害者福祉課長 | (12) 保健福祉部健康推進課長 |
| (13) 子ども部子ども支援課長 | (14) 子ども部児童・家庭支援センター所長 |
| (15) 子ども部学務課長 | (16) 子ども部指導課長 |

3 スケジュールおよび内容（案）

- (1) 日程（年間4回の開催を予定）

- ①第1回 令和5年 7月14日（金）午後6時から
- ②第2回 令和5年 9月 1日（金）午後6時から
- ③第3回 令和5年11月 2日（木）午後6時から
- ④第4回 令和6年 1月19日（金）午後6時から

- (2) 内容

- ①子どもへの発達支援に関する具体的な支援の在り方について
- ②子どもへの発達支援に関する効果的なネットワークづくりについて
- ③学校園におけるインクルーシブ教育推進に関することについて
- ④その他

生活状況に関する調査及びひきこもりに関する講演会の実施について

1 生活状況に関する調査について

(1) 目的

- ①区民の生活実態を把握することにより、今後のひきこもりや生活に関する支援策の充実に役立てる。
- ②ひきこもりに関する相談窓口や支援について広く周知を図る。

(2) 対象者

千代田区在住の方

※ただし、調査の案内の送付については、区民歯科健診の案内に同封して送付するため 19 歳以上の全区民（約 58,000 人）

(3) 回答方法

案内チラシ等に掲載された QR コードから専用フォームにて回答

※上記方法が困難な方に対しては紙での調査票も用意（福祉総務課、出張所等の窓口に用意し配付）

(4) スケジュール

- 5 月下旬 まちみらい千代田を通じてマンション連絡会にチラシ配布
- 6 月 5 日 広報千代田 6 月 5 日号（事前告知）
- 6 月 8 日 調査案内発送
- 6 月 20 日 広報千代田 6 月 20 日号
- 7 月 31 日 調査回答締め切り
- 11 月下旬 HP にて結果公表（予定）

2 ひきこもりに関する講演会について

(1) 日時

令和 5 年 8 月 19 日（土） 10 時から 12 時

(2) 場所

高齢者総合サポートセンター かがやきプラザ 4 階 研修室

(3) テーマ

「ひきこもり家族のライフプラン」 ～親亡き後の子の生活を考える～

(4) 講師

ファイナンシャルプランナー 畠中 雅子 氏

(5) 参加方法

福祉総務課担当まで電話もしくは電子申請にて申し込み（7 月 5 日から受け付け）

(6) その他

本人及び家族を対象とした個別相談会及び茶話会を同日午後を実施予定

千代田区生活状況に関する アンケート調査

千代田区では、皆様の生活状況を把握し、ひきこもりやその他生活に関する支援策の充実に役立てるため、アンケート調査を行います。
ご回答へのご協力をよろしくお願いいたします。

調査対象

千代田区在住の方

回答期限

令和5年7月31日（月）

回答方法

インターネット上の回答フォームよりご回答ください。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1678855717794>

千代田区 生活状況 アンケート

検索



その他

- ・本アンケートは無記名回答方式です。回答することで、個人が特定されることはありません。
- ・アンケートの集計結果は、区ホームページ等で公表することを検討しています。
- ・紙の調査票での回答をご希望の方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。
- ・千代田区ではひきこもりに関する支援を実施しています。詳しくは裏面をご参照ください。

《お問い合わせ》

千代田区保健福祉部福祉総務課事業調整担当

電話：03-5211-3593（直通）

メール：fukushisoumu@city.chiyoda.lg.jp

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

千代田区 ひきこもりに関する総合的な受付窓口

【対象者】

区内に在住する15歳以上（義務教育課程修了）のひきこもり
ご本人またはその家族

【支援内容】

《専門の相談カウンセリング》

電話相談や来所相談、訪問相談等を行います。

《講座・家族会（ひきこもりダイアログ）》

ひきこもりに関する講座や、ひきこもり当事者のご家族同士
が交流する家族会にご参加いただけます。

《居場所の提供》

ひきこもりのご本人が自由に過ごしたり、利用者同士で交流
したりすることのできる居場所をご提供します。

《就労・社会参加支援》

就労やボランティア活動を実際に体験したりすることができ
ます。また、就労実現後、職場に行く際に同行し、定着に向けた
支援も行います。

【相談事業者】

公益社団法人 青少年健康センター茗荷谷クラブ
〒112-0006 東京都文京区小日向4-5-8 三軒町ビル306

【申し込み・お問い合わせ】

千代田区保健福祉部福祉総務課事業調整担当
電話：03-5211-3593（月～金曜日 午前9時～午後5時 祝日除く）
メール：fukushisoumu@city.chiyoda.lg.jp

利用料金等、詳しくは区のホームページをご覧ください。
<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kenko/sekatsu/hikikomori/index.html>

千代田区ひきこもり
ホームページ



千代田区講演会

参加費無料

「ひきこもり家族のライフプラン」

～親亡き後の子の生活を考える～

親世代亡き後、長期化・高齢化したひきこもりの子の生活をどのように成り立たせるのか、専門家からの具体的かつ実践的なアドバイスを受けることができます。また、講師との質疑応答の時間を設けます。

日 時

講師

令和5年 **8月19日(土)**
10時00分～12時00分

畠中 雅子 氏



場 所

高齢者総合サポートセンター
かがやきプラザ
4階 研修室1・2
(千代田区九段南1丁目6-10)

ファイナンシャルプランナー。40代以上のひきこもりの子の生活設計を考える「働けない子どものお金を考える会」を主催。

著書：「ひきこもりのライフプラン」、「定年後に泣かないために、今から家計と暮らしを見直すコツってありますか？」等 多数

定員：50名（申込順）

※ただし、千代田区、文京区、台東区の方優先。

《同日開催》 個別相談会・茶話会

講演会終了後に、専門家と1対1で直接相談ができる個別相談会と、ご家族の方同士で情報交換や悩み、経験を語り合う茶話会を開催します。講演会とあわせてお申込みいただけますので、ぜひご参加ください。

個別相談会

時間：13時00分～16時00分

場所：かがやきプラザ4階 小会議室A・B

内容：臨床心理士と1対1で相談。

相談時間：1組50分程度

定員：6組

※お申込みの方には、相談日時の決定通知をお送りします。

茶話会

時間：13時00分～15時00分

場所：かがやきプラザ4階 研修室1・2

内容：臨床心理士のコーディネートのもと、特定のテーマについて、具体的な対策等を話し合う場。

テーマ：ひきこもり家族のライフプラン

定員：20名

※新型コロナウイルス感染症の状況により、開催内容が変更になる可能性があります。また、感染拡大防止のため、マスク着用及び会場入口での検温、手指消毒にご協力をお願いします。

【申込先】千代田区福祉総務課事業調整担当

【申込方法】電話 または右記の二次元コードより電子申請

電話：03(5211)3593 メール：fukushisoumu@city.chiyoda.lg.jp

申込期間：令和5年7月5日(水)～令和5年8月10日(木)

申込
二次元コード



千代田区 ひきこもりに関する総合的な受付窓口

千代田区では、日頃からひきこもりに関する支援を実施しています。原則無料（一部自己負担あり）でご利用いただけますので、お気軽にお申し込みください。

【対象者】

区内に在住する15歳以上（義務教育課程修了）のひきこもりご本人またはその家族

【支援内容とお申込み】

※各種支援は、（公社）青少年健康センター茗荷谷クラブに委託して実施します。

《専門の相談カウンセリング》

電話相談や来所相談、訪問相談等を行います。

お申込み 電話：03-5211-3593（千代田区福祉総務課事業調整担当）

《講座・家族会（ひきこもりダイアログ）》

ひきこもりに関する講座や、ひきこもり当事者のご家族同士が交流する家族会にご参加いただけます。

お申込み 以下URLから「受講申込書」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、メールでお送りください。

（<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kenko/sekatsu/hikikomori/koza-kazokukai.html>）

メール：fukushisoumu@city.chiyoda.lg.jp

《居場所の提供》

ひきこもりのご本人が自由に過ごしたり、利用者同士で交流したりすることのできる居場所をご提供します。

お申込み 電話：03-3941-1613（青少年健康センター 茗荷谷クラブ）

メール：club.myoga@gmail.com

《就労・社会参加支援》

就労やボランティア活動を実際に体験したりすることができます。また、就労実現後、職場に行く際に同行し、定着に向けた支援も行います。

お申込み 電話：03-3941-1613（青少年健康センター 茗荷谷クラブ）

メール：club.myoga@gmail.com

【お問い合わせ】

千代田区福祉総務課事業調整担当

電話：03-5211-3593

メール：fukushisoumu@city.chiyoda.lg.jp

利用料金等、詳細については区のホームページをご参照ください。



千代田区ひきこもり
ホームページ
QRコード

障害者よろず相談事業者の選定について

1 業務概要

(1) 目的

障害等のある方、並びにその家族及び関係者の日常生活に係る様々な不安や悩みに関する相談に応じ、サービス利用に関して適切な情報提供や専門的な見地から調整やサポートを行うなど、障害者等が地域で安心して暮らせるよう総合的に支援する。

(2) 対象者

千代田区在住在勤の障害等のある方（手帳を所持していない発達障害、難病の方等を含む障害児及び障害者）、並びにその家族及び関係者。

(3) 実施場所

千代田区一ツ橋一丁目 1 番 1 号 パレスサイドビル 1 階

(4) 業務内容

- ① 総合的かつ専門的な相談支援の実施
- ② 区内の障害者等サービスに関する情報の収集と適切・的確な情報提供
- ③ 「居場所」の提供
- ④ 地域の相談支援体制強化の取り組み
- ⑤ 地域移行・地域定着促進の取り組み
- ⑥ 権利擁護・虐待防止の取り組み

2 プロポーザル選定委員構成（案）

委員長 保健福祉部長

委員 福祉総務課長、障害者福祉課長、健康推進課長、
児童・家庭支援センター所長、学識経験者、千代田区障害者共助会、
千代田区さくらんぼの会

3 選定スケジュール（案）

令和 5 年 7 月 第 1 回プロポーザル選定委員会（要求水準書の検討）
令和 5 年 8 月 第 2 回プロポーザル選定委員会
令和 5 年 9 月 公募開始
令和 5 年 11 月 第 3 回プロポーザル委員会（プレゼンテーション審査）
令和 5 年 12 月 業者決定、契約締結